

大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 府域における浄化槽の一層の整備促進に向け、浄化槽法第11条に規定する水質検査に対する府民の信頼性向上と受検率の向上方策について、専門的な意見を求めるため、大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討内容)

第2条 検討会は、次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 法定検査に対する府民の信頼性向上方策に関すること。
- (2) 受検率向上に向けた効率的な検査制度に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、庁内関係部局、関係市町村及び浄化槽関係団体に属する者並びに学識経験者のうちから、大阪府健康医療部環境衛生課長が委嘱する。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第5条 検討会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、議長として検討会の議事を運営する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 検討会の会議は、原則として公開とする。

(謝礼)

第8条 委員には謝礼を支給することができる。

(費用弁償)

第9条 委員への費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）に準じて支給する。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、大阪府健康医療部環境衛生課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会の承認を得て、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。